

●香川県告示第81号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり売りさばき所の変更の届出があった。

平成28年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更年月日

平成28年3月1日

2 所在地

高松市郷東町142番地1

3 名称

一般財団法人 香川県交通安全協会

4 売りさばき場所

変更前

- (1) 高松市西内町2-30 高松北警察署内
- (2) 高松市郷東町587-138 香川県警察本部運転免許センター内
- (3) 観音寺市昭和町2丁目1-55 観音寺警察署内
- (4) 東かがわ市三本松1723-2 香川県警察本部運転免許東讃センター内
- (5) 三豊市高瀬町下勝間2516-4 三豊警察署内
- (6) 小豆郡土庄町湊崎甲2189-2 土庄交番内

変更後

- (1) 高松市郷東町587-138 警察本部交通部運転免許課 香川県運転免許センター内
- (2) 東かがわ市三本松1723-2 警察本部交通部運転免許課 東かがわ運転免許更新センター内
- (3) 善通寺市稲木町9-2 警察本部交通部運転免許課 善通寺運転免許更新センター内
- (4) 小豆郡土庄町湊崎甲2189-2 警察本部交通部運転免許課 小豆運転免許更新センター内
- (5) 高松市西内町2-30 高松北警察署内
- (6) 三豊市高瀬町下勝間2516-4 三豊警察署内
- (7) 観音寺市昭和町2丁目1-55 観音寺警察署内